

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

- 条例
  - 秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例(四六・情報公開課)
  - 秋田県県税条例の一部を改正する条例(四七・税務課)
  - 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(四八・税務課)
  - 住民基本台帳法施行条例(四九・市町村課)
  - 秋田県ゆとり生活創造センター条例(五〇・県民文化政策課)
  - 秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例(五一・男女共同参画課)
  - 秋田県森林整備地域活動支援基金条例(五二・農山村振興課)
  - 秋田県工業化等促進条例の一部を改正する条例(五三・商工業振興課)
  - 収用委員会の求めにより出頭した鑑定人に対する旅費及び手当並びに参考人に対する旅費に関する条例等の一部を改正する条例(五四・建設管理課)
  - 警察官等の被服及び装備品に関する条例の一部を改正する条例(五五・警務課)
  - 秋田県監査委員条例の一部を改正する条例(五六・監査第一課)
  - 秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(五七・企業局総務課)

この号で公布された  
条例のあらまし

1 秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四六号)

1 個人情報保護をオンライン結合により実施機能以外のものに提供する場合の個人情報保護審査会からの意見聴取に関する規定について、所要の整備を行うこととした。(第一〇条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四七号)

### 1 総則

(一) 自動車取得税等の賦課徴収に関する事項に係る知事の権限を北秋田県税事務所長及び平鹿県税事務所長に委任する規定を削ることとした。(第五条第二項関係)

(二) 自動車税に係る納税証明書の交付の権限をすべての県税事務所長に委任することとした。(第五条第三項関係)

### 2 県民税

(一) マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成一四年法律第七八号)により設立されたマンション建替組合に対する法人税割は、県内に収益事業を行う事務所等を有するものに課することとした。(第三〇条関係)

(二) 中間法人法(平成一三年法律第四九号)により設立された中間法人のうち規則で定めるものについては、県民税を減免することとした。(第四七条関係)

(三) 所得割の納税義務者が証券業者に特定口座を有する場合の当該特定口座に係る株式等の譲渡による所得については、他の所得と区分して計算することとした。(附則第一二条の二の三関係)

### 3 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一五年一月一日から施行することとした。ただし、1及び2については公布の日から、2については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四八号)

- 1 平成一六年三月三十一日(現行平成一四年三月三十一日)までに公表される基本計画に基づき商業基盤施設を取得する者に対し、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税の措置を講ずることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

住民基本台帳法施行条例(秋田県条例第四九号)

1 趣旨

この条例は、住民基本台帳法(昭和四二年法律第八一号)の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 本人確認情報の保護に関する審議会

本人確認情報の保護に関する審議会は、秋田県個人情報保護条例(平成一二年秋田県条例第一三八号)により設置された秋田県個人情報保護審査会とすることとした。(第二条関係)

3 情報提供手数料

情報提供手数料の額は、指定情報処理機関が行う本人確認情報の提供に要する費用を本人確認情報の提供の見込件数で除して得た額を基礎として、指定情報処理機関が定めることとした。(第三条関係)

4 この条例は、平成一四年八月五日から施行することとした。

秋田県ゆとり生活創造センター条例(秋田県条例第五〇号)

1 設置

自由時間を利用した活動及びボランティア活動をはじめとする自主的な社会貢献活動を行う団体等に対し、これらの活動に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、これらの団体等の交流その他の活動を支援し、もつてゆとりのある県民生活の実現に寄与するため、秋田県ゆとり生活創造センター(以下「センター」という。)を秋田市上北手荒巻字堺切二四番地の二に設置することとした。(第一条関係)

2 使用の許可

センターの施設及び設備のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。ただし、(三)から(六)までの施設を営業その他これに類する目的によることなく、かつ、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでないこととした。(第一条関係)

(一) 研修室

(二) 会議室

(三) 花工房

- (四) 木工房
- (五) 布工房
- (六) 食工房
- (七) 応接間
- (八) 大広間
- (九) ロッカー付き机
- (十) ロッカー

3 使用料の徴収

許可を受けてセンターの施設又は設備を使用する者から所定の額の使用料を徴収することとした。(第三条関係)

4 使用料の減免等

使用料の減免及び不還付について、所要の規定を設けることとした。(第四条及び第五条関係)

5 管理の委託

センターの管理は、社団法人あすの秋田を創る協会に委託することとした。(第六条関係)

6 この条例は、平成一四年一月三日から施行することとした。

秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五一号)

1 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し男女共同参画社会の形成に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するため、新たな男女共同参画センターを設置することとし、その名称及び位置は、次のとおりとすることとした。(第一条及び第二条関係)

名 称	位 置
秋田県北部男女共同参画センター	大館市字大町五七番地
秋田県南部男女共同参画センター	横手市神明町一番九号

2 秋田県北部男女共同参画センターの管理は特定非営利活動法人秋田県北エヌピーオー支援センターに、秋田県南部男女共同参画センターの管理は財団法人秋田県婦人会館に委託することとした。(第七条関係)

3 秋田県北部男女共同参画センター及び秋田県南部男女共同参画センターの研修室の使用料の額を定めることとした。(別表関係)

- 4 その他
- (二)(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一四年七月三〇日から施行することとした。

秋田県森林整備地域活動支援基金条例(秋田県条例第五二号)

- 1 森林の適正な整備を推進するため、計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を行う森林所有者等に市町村が交付金を交付する事業に助成する資金として、秋田県森林整備地域活動支援基金を設置することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県工業化等促進条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五三号)

- 1 開発地区における工業生産設備の設置に係る奨励措置を当該開発地区の指定の日から四〇年以内に工業生産設備を設置する場合に限ることとした。(第四条関係)

- 2 工業等導入地区における奨励措置の適用基準に係る工業生産設備の取得価額の最低限度を三、〇〇〇万円(現行二、八〇〇万円)に引き上げることとした。(第五条関係)

- 3 その他

- (二)(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

- 1 収用委員会の求めにより出頭した鑑定人に対する旅費及び手当並びに参考人に対する旅費に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第五四号)

- 1 収用委員会の求めにより出頭した鑑定人に対する旅費及び手当並びに参考人に対する旅費に関する条例(昭和二六年秋田県条例第七八号)の一部改正(条例第一条による改正)

- (一) 収用委員会の求めにより出頭した鑑定人に対する旅費及び手当並びに参考人に対する旅費に関する条例の題名を「収用委員会又は仲裁委員の求めにより出頭した鑑定人に対する旅費及び手当並びに参考人に対する旅費に関する条例」に改めることとした。

- (二) 仲裁委員の求めにより出頭した鑑定人には旅費及び手当を、参考人には旅費を支給することとした。

- (三) 仲裁委員の求めにより出頭した鑑定人の手当の額は、知事が定める額とするにとした。

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三二年秋

田県条例第三五号)の一部改正(条例第二条による改正)

- 仲裁委員の報酬額は日額二〇、〇〇〇円とし、その旅費の額は指定旅行者の現に受けるべき旅費相当額とすることとした。

- 3 秋田県土地収用法関係手数料徴収条例(平成二二年秋田県条例第九五号)の一部改正(条例第三条による改正)

- (一) 仲裁の申請(起業者からの申請に限る。)に係る手数料の額は、一二六、〇〇〇円とすることとした。

- (二) 事業認定申請に係る手数料の額を、一五八、〇〇〇円(現行二〇、〇〇〇円)に引き上げることとした。

- 4 その他

- (二)(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一四年七月一〇日から施行することとした。

- 1 警察官等の被服及び装備品に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五五号)

- 1 警察官及び交通巡視員に対し貸与する装備品の品目に識別章を加え、手帳を警察手帳に改めることとした。

- 2 この条例は、平成一四年一〇月一日から施行することとした。

秋田県監査委員条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五六号)

- 1 住民監査請求があつた場合に、監査委員が行うことができる暫定的な停止勧告に係る公表は、秋田県公報に đăng載して行うこととした。

- 2 その他

- (二)(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一四年九月一日から施行することとした。

- 秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五七号)

- 1 新たな水族館を建設することとなったことに伴い、公営企業として設置する観光施設事業の施設のうち男鹿水族館を廃止することとした。

- 2 その他

- (一) この条例は、平成一四年一二月一日から施行することとした。ただし、(二)は、同年九月一日から施行することとした。

- (二) 秋田県観光施設事業使用料徴収条例(昭和四二年秋田県条例第一八号)につい

て、  
所要の規定の整備を行うこととした。

## 条 例

秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第四十六号

秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例

秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「ときは」を「場合は、法令又は条例の規定に基づくとときを除き」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第四十七号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、北秋田県税事務所長」及び「及び平鹿県税事務所長」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第二十条の十の規定による納税証明書(自動車税に係るものに限る。)の交付については、前二項の規定にかかわらず、県税事務所長に委任する。  
第三十条第五項中「団地管理組合法人」の下に「、マンション建替組合」を加える。

第四十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第二条第一号に規定する中間法人

第七十六条の四第一項中「本条」を「この条」に、「市街地再開発事業」を「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する

第一種市街地再開発事業」に改める。

第九十五条第二項中、「第百十六条」及び「及び第百十六条」を削る。

第二百二十七条第三項中「県税事務所長」を「秋田県税事務所長」に改める。

第百六十九条第二項中「第百六十四条第三項」を「第百六十四条第五項」に、「こえる」を「超える」に改める。

第百七十四条の七から第百七十四条の十までの規定中「県税事務所長」を「秋田県税事務所長」に改める。

第百七十四条の十一第一項中「県税事務所長は、次の各号の一に」を「秋田県税事務所長は、次の各号のいずれかに」に改め、同項第三号及び第四号並びに同条第二項中「県税事務所長」を「秋田県税事務所長」に改める。

附則第十条第四項中「第三十一条の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」に改める。

附則第十二条の二第一項中「及び次項」の下に「並びに附則第十二条の二の三」を加え、「附則第十二条の二の三第二項」を「附則第十二条の二の四第二項」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「並びに次条第二項」を「次条並びに附則第十二条の二の四第二項」に、「次条第二項並びに附則第十二条の三第四項」を「次条、附則第十二条の二の四第二項並びに第十二条の三第四項」に改める。

附則第十二条の二の三第三項中「及び前条」を「及び第十二条の二の二」に、「附則第十二条の二の三第一項」を「附則第十二条の二の四第一項」に、「前条第一項」を「附則第十二条の二の二第一項」に、「次条第一項」を「附則第十二条の二の四とし、附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第十二条の二の三 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下この条において「特定口座」という。）（その者が二以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。次項において同じ。）に同法第三十七条の十一の三第三項第二号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされている上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 証券取引法第六十一条の二第一項の規定による信用取引（以下この項において「信用取引」という。）を行う所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第三号に規定する上場株式等信用取引契約に基づき上場株式等の信用取引を特定口座において処理した場合は、令で定めるところにより、当該特定口座において処理した同条第二項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡（以下この項において「信用取

引に係る上場株式等の譲渡」という。)による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

#### 附 則

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条、第四十七条第一項、第七十六条の四第一項、第九十五条第二項、第二百二十七条第三項及び第七百七十四条の七から第七百七十四条の十一までの改正規定 公布の日

二 第三十条第五項及び附則第十条第四項の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

2 この条例による改正後の秋田県県税条例附則第十二条の二の三の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第四十八号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第四十九号

住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第二条 法第三十条の九第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第百三十八号）第三十四条第一項の規定により設置された秋田県個人情報保護審査会とする。

（情報提供手数料）

第三条 法第三十条の十第五項に規定する情報提供手数料の額は、同条第一項に規定する指定情報処理機関が行う法第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供に要する費用を当該本人確認情報の提供の見込件数で除して得た額を基礎として、当該指定情報処理機関が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成十四年八月五日から施行する。

秋田県ゆとり生活創造センター条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第五十号

秋田県ゆとり生活創造センター条例

（設置）

第一条 自由時間を利用した活動及びボランティア活動をはじめとする自主的な社会貢献活動を行う団体等に対し、これらの活動に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、これらの団体等の交流その他の活動を支援し、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与するため、秋田県ゆとり生活創造センター（以下「センター」という。）を秋田市上北手荒巻字堺切二十四番地の二に設置する。

（使用の許可）

第二条 センターの施設及び設備のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、その者が第三号から第六号までに掲げる施設を営業その他これに類する目的によることなく、かつ、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

一 研修室

二 会議室

三 花工房

- 四 木工房
- 五 布工房
- 六 食工房
- 七 応接間
- 八 大広間
- 九 ロッカー付き机
- 十 ロッカー

(使用料の徴収)

第三条 前条の許可を受けて同条各号に掲げる施設又は設備を使用する者から、使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別表のとおりとする。

3 使用料は、センターの施設又は設備の使用の都度徴収する。ただし、前条第九号及び第十号に掲げる設備の使用料にあつては、その月分を当該月の末日までに徴収する。

4 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第五条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの施設又は設備を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(管理の委託)

第六条 センターの管理は、社団法人あすの秋田を創る協会に委託する。

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十四年十一月二十三日から施行する。

別表(第三条関係)

施設使用料

区 分	使 用 料		使 用 料 の 額
	午前九時三十分 から正午まで	午後一時から 午後五時まで	
研修室（一室につき）	五〇〇円	八〇〇円	二〇〇円
会 議 室	二、六〇〇円	四、一〇〇円	一、〇〇〇円
花 工 房	七〇〇円	一、一〇〇円	二〇〇円
木 工 房	七〇〇円	一、一〇〇円	二〇〇円
布 工 房	七〇〇円	一、一〇〇円	二〇〇円
食 工 房	七〇〇円	一、一〇〇円	二〇〇円
応 接 間	二〇〇円	三〇〇円	一〇〇円
大 広 間	四〇〇円	六〇〇円	一〇〇円

備考

- 一 午後五時後の使用時間が一時間未満であるとき又は当該時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
  - 二 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に四・五を乗じて得た額とする。
- 二 設備使用料

区 分	使 用 の 単 位	使 用 料 の 額
ロッカー付き机	一個一月につき	四、〇〇〇円
ロッカー	一個一月につき	一、〇〇〇円

備考 月の中途から使用を開始する場合又は月の途中で使用を終了する場合の当該月の使用料の額は、この表に定める額を三十で除し、これに当該月の使用日数を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)とする。

秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十一号

秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

秋田県男女共同参画センター条例(平成十三年秋田県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「秋田県男女共同参画センター」を「男女共同参画センター」に改め、「秋田市中通二丁目三番八号に」を削る。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
秋田県北部男女共同参画センター		大館市字大町五十七番地	
秋田県中央男女共同参画センター		秋田市中通二丁目三番八号	
秋田県南部男女共同参画センター		横手市神明町一番九号	

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(管理の委託)

第七条 次の表の上欄に掲げるセンターの管理は、同表の下欄に掲げる者に委託する。

名	称	委	託	先
秋田県北部男女共同参画センター		特定非営利活動法人秋田県北エヌピーオー支援センター		

別表中備考以外の部分を次のように改める。  
別表(第四条関係)

秋田県中央男女共同参画センター		財団法人秋田県婦人会館	
秋田県南部男女共同参画センター		財団法人秋田県婦人会館	
区	分	使用料の額	
		午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで
秋田県北部男女共同参画センター	男女共同参画社会の形成の推進に関する活動のための使用である場合	四〇〇円	五〇〇円
		九〇〇円	九〇〇円
秋田県中央男女共同参画センター	男女共同参画社会の形成の推進に関する活動のための使用である場合	一、一〇〇円	二、六〇〇円
		三、三〇〇円	七〇〇円
秋田県南部男女共同参画センター	男女共同参画社会の形成の推進に関する活動のための使用である場合	一、一五〇円	二、六五〇円
		三、五〇〇円	三五〇円
その他の場合	全区画	一、一五〇円	二、六五〇円
		三、五〇〇円	七〇〇円
その他の場合	二分の一区画	六、八〇〇円	一五、八〇〇円
		九、〇〇〇円	二、二〇〇円
その他の場合	二分の一区画	三、四〇〇円	七、九〇〇円
		四、五〇〇円	一、一〇〇円
その他の場合	全区画	一、二〇〇円	三、〇〇〇円
		四、〇〇〇円	九、〇〇〇円
その他の場合	二分の一区画	四〇〇円	五〇〇円
		九〇〇円	九〇〇円
その他の場合	二分の一区画	一、二〇〇円	二、六〇〇円
		三、〇〇〇円	七〇〇円

附 則

この条例は、平成十四年七月三十日から施行する。

秋田県森林整備地域活動支援基金条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第五十二号

#### 秋田県森林整備地域活動支援基金条例

##### (設置)

第一条 森林の適正な整備を推進するため、計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を行う森林所有者等に市町村が交付金を交付する事業に助成する資金として、秋田県森林整備地域活動支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### (積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

##### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

##### (繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

##### (相殺のための処分)

第六条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県工業化等促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十三号

秋田県工業化等促進条例の一部を改正する条例

秋田県工業化等促進条例(昭和三十七年秋田県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、開発地区にあつては、当該開発地区の指定の日から四十年以内の期間内に当該工業生産設備を設置する場合に限る。

第五条第一号中「二千八百万円」を「三千万円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県工業化等促進条例第五条の規定は、この条例の施行の日以後に工業生産設備を設置した者について適用し、同日前に工業生産設備を設置した者については、なお従前の例による。

収用委員会の求めにより出頭した鑑定人に対する旅費及び手当並びに参考人に対する旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十四号

収用委員会の求めにより出頭した鑑定人に対する旅費及び手当並びに参考人に対する旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(収用委員会の求めにより出頭した鑑定人に対する旅費及び手当並びに参考人に対する旅費に関する条例の一部改正)

第一条 収用委員会の求めにより出頭した鑑定人に対する旅費及び手当並びに参考人に対する旅費に関する条例（昭和二十六年秋田県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「収用委員会」の下に「又は仲裁委員」を加える。

第一条中「収用委員会」の下に「又は土地収用法第十五条の八に規定する仲裁委員（以下「仲裁委員」という。）」を加える。

第二条第二項中「その都度収用委員会において」を「収用委員会の求めにより出頭した者にあつては収用委員会が、仲裁委員の求めにより出頭した者にあつては知事が」に改める。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

第二条 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「あつせん委員」を「あつせん委員  
仲裁委員」に改める。

（秋田県土地収用法関係手数料徴収条例の一部改正）

第三条 秋田県土地収用法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表七の項中「四の項」を「五の項」に改め、同項を同表八の項とし、同表六の項中「七の項」を「八の項」に、「四の項」を「五の項」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項を同表六の項とし、同表四の項中「三の項ロ」を「四の項ロ」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項を同表四の項とし、同表二の項中「十二万円」を「十五万八千円」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 法第十五条の七第一項の規定による仲裁の申請（起業者からの申請に限る。）

十二万六千円

附 則

この条例は、平成十四年七月十日から施行する。

警察官等の被服及び装備品に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県条例第五十五号

警察官等の被服及び装備品に関する条例の一部を改正する条例

秋田県知事 寺 田 典 城

警察官等の被服及び装備品に関する条例(昭和四十五年秋田県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

手
帳
...

を

識	別
察	章
手	三
帳	一

に改める。

附 則

この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

秋田県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十六号

秋田県監査委員条例の一部を改正する条例

秋田県監査委員条例(昭和四十四年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十二条第三項」の下に、「第四項」を加え、「及び第七項」を「及び第九項」に、「第二百五十二条の四十三第七項」を「第二百五十二条の四十三第九項」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年九月一日から施行する。

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十七号

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項の表男鹿水族館の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年九月一日から施行する。

(秋田県観光施設事業使用料徴収条例の一部改正)

2 秋田県観光施設事業使用料徴収条例(昭和四十二年秋田県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「男鹿水族館に入場する者及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「別表第二」を「別表」に改め、同項を同条第二項とする。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

発行所  
秋田県  
秋田市山王四丁目一番一  
購読料金  
一月三千五百円

印刷所  
印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 (062) 8766 FAX (063) 0005  
E-mail: matsubara@matsubara-prints.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄